

瑞 穂 町 議 会

災害に強いまちづくり特別委員会

調 査 結 果 報 告 書

平成25年3月5日

目 次

1	設置の経過	1
2	委員会開催状況	2
3	調査結果	
(1)	緊急性を要する事項	4
(2)	今回の震災による問題点	6
(3)	推進すべき事項	10
4	おわりに	16

(資料)

資料 1	災害に強いまちづくり特別委員会設置に関する動議	資-1
資料 2	原子力エネルギー政策からの撤退に向けた自然エネルギーへの転換と、放射線汚染の測定強化を求める意見書	資-3
資料 3	東日本大震災に関する要望書	資-5
資料 4	耐震診断・耐震改修助成事業の早期実施に関する要望書	資-7
資料 5	自治体スクラム支援及び井戸への手押しポンプ設置に関する要望	資-8
資料 6	自主防災組織及び防災訓練のあり方に関する要望書	資-9
資料 7	夏の電力不足に関する要望書	資-10
資料 8	瑞穂町議会地震等災害対応マニュアル	資-11

1 設置の経過

- 平成23年6月13日の本会議において、本特別委員会が設置され、次の15名の委員が選出された。
齋藤成宏、下野義子、小山典男、石川修、高水永雄、高橋征夫、小川龍美、大坪国広、小野芳久、小池信一郎、尾作武夫、原成兆、森亘、近藤浩、谷四男美
- 同日開催された互選会において、委員長に小野芳久、副委員長に谷四男美をそれぞれ互選した。

2 委員会開催状況

平成23年 7月6日	第1回委員会 ・今後の活動予定について
7月19日	第2回委員会 ・電力需給対策について ・放射性物質対策について ・瑞穂町に避難してきている方への対応について
8月8日	第3回委員会 ・電力需給対策について ・放射性物質対策について ・瑞穂町に避難してきている方への対応について
8月25日	第4回委員会 ・町への要望、国等への意見書の内容について
9月30日	第5回委員会 ・住宅耐震改修の促進について ・水の安全性確保について
10月26日	第6回委員会 ・住宅耐震改修の促進について
11月11日	第7回委員会 ・住宅耐震改修の促進について ・水の安全性確保について
12月16日	第8回委員会 ・水の安全性確保について ・被災地支援の継続について
平成24年 1月20日	第9回委員会 ・水の安全性確保について ・災害発生後の行政の役割の重要性について
2月16日	第10回委員会 ・立川断層の正確な情報把握について ・自主防災組織について

平成24年 3月27日	第11回委員会 ・自主防災組織について
4月17日	第12回委員会 ・自主防災組織について ・防災訓練のあり方について
5月14日	第13回委員会 ・夏の電力不足について ・当委員会の今後の方向性について
5月28日	第14回委員会 ・夏の電力問題について
6月19日	第15回委員会 ・災害に対する備蓄について ・災害弱者への対応について
7月18日	第16回委員会 ・災害に対する備蓄について ・災害時要援護者への対応について
8月22日	第17回委員会 ・災害時要援護者への対応について
9月26日	第18回委員会 ・災害時要援護者への対応について ・避難所の充実について
11月2日	第19回委員会 ・避難所の充実について ・防災教育について ・消防団担当地区の再編について
12月18日	第20回委員会 ・災害発生時の議会・議員の対応について
平成25年 2月18日	第21回委員会 ・委員会調査報告のまとめについて

3 調査結果

(1) 緊急性を要する事項

(1)-1 電力需給対策について

東日本大震災後の電力供給不足及び夏期の高温予測に伴い、大企業は15%の節電が義務付けられ、一般家庭も協力を求められた。

この様な状況の中、町は、照明の照度を抑える、冷房運転の調整、OA機器の細かな節電、緑のカーテン・よしず・すだれ・遮熱フィルムの設置などの対策を取り、住民に対しては、熱中症対策として公共施設を開放するとのことであった。

これらを含め、委員による討議を行った結果、国に対し、従来の安全神話に満たされていた原発行政を根本から見直し、放射性物質の除染と原子力エネルギー政策からの撤退に向けた自然エネルギーへの転換を求める意見書（資料2）を、また、町に対し、節電により削減した経費について住民に見える形を示すこと、緊急時の電力を確保すること、再生可能エネルギーによる公共の緊急時拠点・避難場所づくりの検討を行うことを求める要望書（資料3）を提出した。

(1)-2 放射性物質対策について

津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い飛散した放射性物質について、町では、学校など8か所の定点測定と26か所の随時測定を行い、監視していく中で数値の変化に注意を払っていくとした。

住民の健康管理の観点から、食品や生活空間である住居、公園、公共施設等の放射線量について、調査の必要性が議論された。

今回の事故は日本国内では初めての大規模な事故であり、国も安全基準を示さないなど十分な対応をしておらず、土壌の一部除染も行わ

れたホットスポットなどに対しても住民に不安が広がっており、情報の公開が望まれる。

以上の事から、(1)-1の内容とあわせ町に要望書（資料3）を提出した。

(1)-3 瑞穂町に避難してきている方への対応について

震災発生時、町には18世帯56名の方が避難してきていたが、その後、町外へ転出された方もおり、平成23年7月現在で11世帯28名の方が町で生活をされていた。

町は、武蔵野防災会館を避難所として開放していたが、多くの方が親戚や縁故の方の所に身を寄せており、会館の利用は無かった。また、個別に相談等を行い、避難者それぞれの状況等を確認しながら小学生の区域外就学や高齢者・乳幼児の健康管理等を関係部課で対応していた。

しかし、個人情報保護の問題もあり支援に協力しようとする住民への情報提供がなされず、避難者が本当に必要とする物を把握することができていなかった。そのため、町に対し(1)-1、(1)-2とあわせ、避難者が真に必要なものなどを把握し、協力を望む方に情報を提供することについて要望書（資料3）を提出した。

(2) 今回の震災による問題点

(2)-1 住宅耐震改修の促進について

住宅耐震改修補助制度について、東京都の補助制度は各自治体の補助制度がないと受けることができないという問題があり、町でも早急に補助制度を作る必要がある。さらに、他自治体の実績では、高齢者世帯の増加や高額な工事費などにより実際に補助制度を利用する人が少ないようであり、制度の利用率を高めるように工夫する必要がある。

また、多摩地域各自治体の補助額は、耐震診断に5万～10万円、改修工事に平均で上限30万円位であった。

東京都内では、23区と26市、日の出町が耐震改修促進計画と耐震診断・改修の補助制度がある。町では、まだ計画そのものを検討している段階であり、住民の生命・財産を守る上で非常に不安であるため、耐震診断・耐震改修助成事業の早期実施を求める要望書（資料4）を町に提出した。

(2)-2 水の安全性確保について

災害発生時に一番必要とされるのは水である。町には東京都水道局の3万トンの配水池があり、非常用井戸も各所の民地に点在しているが、各家庭において1日1人当たり3リットル、最低3日間分の水の確保が必要である。

3万トンの配水池からの飲料水の確保について、災害時の水源の安全性や配水管の強度は大丈夫なのかなどが問題点として挙げられたため、東京都水道局に調査した結果、現在、配水管のバックアップを進め、各地区の配水池のネットワーク化を目指して管の布設工事を進めていることや配水池から本管・各家庭への管が破損した場合にはバルブで遮断でき、応急給水口より給水できるとのことであった。

また、非常用井戸については、電動ポンプによる井戸は停電時使用できないため、手押しポンプの設置を町に要望（資料5）した結果、設置にご協力いただける井戸については設置していく旨の回答を得た。

この項目については、様々な意見が出たため、下記のとおりまとめることとした。

1 町（公）が対応すること

- ・ 給水に関するルールづくり（井戸水を含む）
- ・ 流通備蓄（大型店・商協・自販機・コンビニ等との協定）
- ・ 西多摩広域行政圏や近隣市町村との協力・連携
- ・ 町独自又は広域での給水車の配備
- ・ 井戸の管理（公・準公）
- ・ 井戸への手押しポンプ設置に係る調査及び協力依頼
- ・ 災害ボランティアに対する援助（腕章・制服等の貸与）
- ・ 貯水プール（地下貯水タンク）の設置
- ・ 防災訓練における給水訓練の実施
- ・ 水のありがたさや備蓄に関する啓発

2 住民が対応すること

- ・ 水の重要性・ありがたさ等の再認識
- ・ 水の備蓄（容器も含め各自で確保）
- ・ 自主防災組織で容器を用意
- ・ 自主防災組織と災害ボランティアが連携
- ・ 給水訓練への参加
- ・ 井戸への手押しポンプ設置に協力（井戸所有の方）

(2)-3 被災地支援の継続について

町は、職員派遣等を通して被災地支援を行っているが、今後の大規模災害発生時を見据え、今回の災害でも有効に機能した自治体間での相互援助協定（自治体スクラム支援）を結ぶ必要がある。その為には単に人口規模のみを考慮するのではなく、日常的・歴史的繋がりなども考慮すべきである。住民同士の交流が災害時に一番大切になる。

そこで、町に対し、自治体スクラム支援体制構築のため、早急に候補市町村の選定に取り掛かることを要望（資料5）した。

(2)-4 災害発生後の行政の役割の重要性について

災害が発生した場合、地域防災計画に基づき、職員は参集し災害対策本部が設置される。しかし、平日の日中であれば職員は役場で職務を行っており、本部設置は短時間で可能であるが、休日・夜間の場合、現在職員の約半数が町外に居住しており、早急に万全の態勢が取れるとは限らない。災害発生後2～3日間は情報収集がメインの業務となり、実際に現場で活動できるのは7日程度必要であると言われている。それまでの間は、自助・共助による助け合いが大事である。

今後は、町のみにも頼るのではなく、自主防災組織など地域との繋がりが不可欠であり、地域防災リーダーの育成・確保を進めていく必要がある。

町は、地域ごとに必要な支援を行っていくために、あらゆる場面を想定し、対応できる体制を事前に構築しておくべきである。

(2)-5 立川断層の正確な情報把握について

首都直下地震が30年以内に70%の確率（4年以内に70%という説もある）で起こるとされている状況の中、町を横断する立川断層の長期評価で予想した地震規模は、マグニチュード7.4程度で日本の主な活断層における相対的な評価では「やや高いグループ」に属するという見解と一方で近い将来この活断層が動く可能性は低いとの見解もある。

町の立川断層に関する資料には、「地震発生の切迫性は相対的に低い」、「壊滅的なダメージは受けにくい」との記述がある。しかし、地震のメカニズムは分からないことが多く、巨大地震が発生すれば立川断層も連動する可能性があるため、町に対し、住民の生命・財産を守るために、立川断層について住民がもう少し危機意識を持ってもらうよう啓発することを担当部署に要望した。

(3) 推進すべき事項

(3)-1 自主防災組織について

災害発生時には、町・消防・警察は情報収集等のためすぐには現場に出ることができない。そこで重要になるのは自助・共助の要となる自主防災組織である。阪神淡路大震災でも、自助・共助による救助が97.5%であった

町内の自主防災組織は、町内会組織がそのまま兼ねているところがほとんどで、町内会役員の任期が2年のため、自主防災組織も2年ごとに変わってしまい次に継承されていない。町としては、町内会とは別に継続的な自主防災組織を作るようお願いしているとの事である。

しかし、町には6地区40町内会があり、地域ごとに実情が異なるため、町は、各地域の実情に即した自主防災組織となるよう制度の構築を図ることや防災リーダーの育成、住民への防災に関する広報や意識啓発をする必要がある。

議会としても、阪神淡路大震災の関係者を講師として招き、講演会も開催したが、まず命の救助、特に災害弱者対策を忘れず災害に強いまちづくり以前に災害に強い人づくりを目指すべきである。

以上の事から、町に対し、自主防災組織のあり方について要望書(資料6)を提出した。

(3)-2 防災訓練のあり方について

現在の防災訓練は、マンネリ化・形骸化しており、住民は一つの行事として参加している嫌いがある。

そこで、訓練実施に際し、創意工夫、テーマ設定、共助の意識の涵養などを考慮して実施すべきである。また、全町一斉の訓練も必要であるが、自主防災組織ごとの訓練も必要である。

(3)-1 とあわせ、防災訓練のあり方について要望書（資料 6）を提出した。

(3)-3 夏の電力不足について

震災直後は計画停電があり、住民生活に大きな影響を与えた。本年の夏は、どのような状況になるのか予測は難しいが、電気料金の値上げにより住民がクーラーの使用を控えるなど過度の節電に走る事も考えられるため、あらゆる場面を想定し対策を練っておく必要がある。

町としては、熱中症予防の P R や公共施設のロビーなどを夏の居場所として開放、緑のカーテンの推進などの対策を行うとのことである。

しかし、公共施設のロビーなどを住民が夏の居場所として利用するとは考えづらく、高齢者や乳幼児などの熱中症が危惧される。

そこで、町に対し、住民が夏の居場所として利用できる公共施設の空き室を利用したシェルターの設置について要望書（資料 7）を提出した。

(3)-4 災害に対する備蓄について

現在、町には水や非常食、簡易トイレ、レスキュー用品（ハンマー、チェーンソーなど）など多くの災害用備蓄品を町内 4 箇所の防災倉庫及び町内全小・中学校に備蓄している。

このうち、水や食料については災害時に全町民に配布するためのものではなく、地域防災計画で想定した避難生活者の人数の 3 日分を備蓄しているにすぎず、基本的には各自・各家庭で 3 日分の水や食料は備蓄する必要がある。その他の資機材に関しては、町が管理し災害時に町職員が配分するとのことである。

しかし、災害発生時には、数日間は警察・消防・行政は現場にでられないと言われており、自主防災組織での備蓄が重要となる。現在、

自主防災組織によって備蓄品はまちまちであり、必要な物も違う。それぞれが必要な物を精査し、備蓄していくべきである。その際、自主防災組織のみで備蓄品を揃えるには限界があり、今後、任意の団体である自主防災組織が備蓄品を揃える際に、町がどのように関わっていくのか（予算措置等）を協議していく必要がある。

さらには、女性の視点からの必要物品の備蓄や大型商業施設との協定による「流通備蓄」、町外から町に来ていて被災し帰宅困難となった方への対応なども重要である。

(3)-5 災害時要援護者への対応について

町の災害時要援護者支援台帳は東京都の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」に示されたものと同様に、個人情報の提供について本人の承諾した場合のみ自主防災組織や消防団、民生委員等に情報を提供している。

しかし、個人情報保護法の施行以来、住民の個人情報に対する意識が変化し、個人情報の第三者への提供を躊躇する方が増えており、対象者のうち情報提供を承諾した方は、高齢者で63%、障がい者で28%にとどまっている。

災害が発生した時のことを考えると、一人でも多くの方に情報提供を承諾していただき、台帳に登載する事は非常に重要なことであるが、一方で、普段の近所づきあいや地域での交流、イベント・サークルなどへの参加を通して、地域でのネットワークを構築し、また、個人でも自らの情報を書き記したものを災害時に潰れづらい冷蔵庫に入れておくなど、自助・共助の基礎を築いてもらうよう住民の意識を高めるためのPRを行っていくべきである。

(3)-6 避難所の充実について

町では、学校やコミュニティセンターなど13か所を避難所として指定しているが、実際の避難時には、今回の東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓を生かし、女性・子どもの視点を取り入れることや高齢者・障がい者が生活しやすいよう配慮することなどを念頭に置き運営することが望まれる。具体的には、間仕切り等による生活空間及びプライバシーの確保や男女別トイレ、授乳室の設置など、細部まで考慮した運営が行われなければならない。さらに、通常の避難所とは別に、介護が必要な高齢者や障がい者等のために「福祉避難所」の設置も検討する必要がある。

現在、町は地域防災計画の見直し作業を行っているが、計画策定の委員会や町の防災会議に女性を登用し、女性の視点も取り入れていくべきである。

一方、住民も全てを行政に任せるのではなく、自主防災組織や住民各自が最低限の避難所生活用品等を備蓄することも必要であるため、町は住民に対し、その必要性を広報していくべきである。

(3)-7 防災教育について

町教育委員会では、児童・生徒に対し「地震と安全」という副読本を使って防災教育を行っている。(小学校1～3年、4～6年、中学校と別れている。また、毎月の避難訓練や保護者による引き渡し訓練も行っている。

さらに、東日本大震災で報道された「釜石の奇跡」のように、日中は世帯主や高校・大学生は地元外に出ている方が多いため中学生の果たす役割が非常に大きいとの事から、可搬ポンプ操作訓練なども行っている。

教員については、補助教材として「3.11を忘れない」や「安全教育プログラム」、普通救命講習などにより災害に対する研修等をおこなっている。

これらのことから、学校教育についてはかなり充実した防災教育がなされていると思うが、一方で、一般の方々に対する防災教育の機会は非常に少ない。自主防災組織や老人会、PTAなど各種団体による講演会や研修会などの際に、住民全体が防災に関する知識や災害に対応する技術などを学べる機会を得るように、町のある特定の部署が実施するのではなく、教育委員会を含めた関連のある部署全てが連携を強化し、町全体として防災教育に取り組む必要がある。

(3)-8 消防団担当地区の再編について

町消防団の分団組織は、5分団体制であり、町内6地区ある中で、第3分団は石畑地区と武蔵野地区を担当している。しかし、実際に大規模災害が発生した時には、緊急輸送道路となる新青梅街道や都道166号線などにより分断される可能性が高い。

武蔵野地区には、地域住民により自衛消防隊が任意で組織されているが、地区内の世帯数が大変多く、第3分団だけでは対応が困難であるため、分団の再編について検討する必要がある。

しかし、新たな分団を作るには、地域の方々の協力の基に、長い年月をかけた持続的な活動が求められ、現実的には団員の確保をはじめ様々な問題が考えられる。また、各分団は担当地区外に出動しないわけではなく、常に本部の指揮命令系統により動いているため、基本的には全町内を対象に活動している。

しかしながら、武蔵野地区の方々には、各分団詰所から遠く、不安を持っているため、消防団担当地区の再編については、今後検討していく必要がある。

(3)-9 災害発生時の議会・議員の対応について

東日本大震災発生時、被災地では、議員がバラバラに行動をし、災害対策本部の活動に支障を来したり、住民から苦情が寄せられたりしたとの報道があった。また、議員・議会がどのような役割を担ったかという事も聞こえてこない。

これらの事を教訓に、全国各地で災害発生時の議員行動マニュアルなどが作成されている。形は条例、要綱、マニュアルと様々だが、共通して言えることは、議員は勝手に行動するのではなく、情報や問題意識を共有し、優先順位を決めて同じ価値観と方針のもとに行動することが重要だという事である。

現在、町では業務継続計画（BCP）を策定中であり、その中で議会を指令班に位置付けている。議会としてもこれとリンクする形で災害時に議員・議会がどの様に行動し、どのような役割を担えるのかを検討した結果、「瑞穂町議会地震等災害対応マニュアル」（資料8）を作成することとした。

4 おわりに

平成23年6月13日の本会議で設置された「災害に強いまちづくり特別委員会」は、平成25年2月をもって調査を終了とした。

調査は、項目を(1)緊急性を要する事項、(2)今回の震災による問題点、(3)推進すべき事項と大きく3つに分け、21回にわたり委員各自の調査を基に討議し、国や町に対し、要望や提言を行った。

災害時には、自助・共助・公助と言われるが、災害直後、行政（公共）が情報収集等に追われる中、本格的な活動を行うまでに数日を要することを鑑みると、行政（公助）に頼りきるのではなく、「自分の身は自分で守る、地域は地域で守る」といった自助・共助の精神が大切であり、平常時からの災害用品の備蓄や近所づきあい、様々な活動への参加などを通して地域コミュニティを構築しておく事が重要である。

この間の委員会の討議を通して、瑞穂町議会として、災害に対する共通認識が図られ、今後、議会として取り組むべき事が明らかになった事が当特別委員会の成果と言える。

資 料

災害に強いまちづくり特別委員会設置に関する動議

上記の動議を提出する。

平成 23 年 6 月 13 日

瑞穂町議会議長 青 山 晋 様

提出者	瑞穂町議会議員	谷 四 男 美
〃	〃	近 藤 浩
〃	〃	森 亘
〃	〃	原 成 兆
〃	〃	尾 作 武 夫
〃	〃	小 池 信一郎
〃	〃	小 野 芳 久
〃	〃	大 坪 国 広
〃	〃	小 川 龍 美
〃	〃	高 橋 征 夫
〃	〃	高 水 永 雄
〃	〃	石 川 修
〃	〃	小 山 典 男
〃	〃	下 野 義 子
〃	〃	齋 藤 成 宏

災害に強いまちづくり特別委員会設置に関する動議

次の要綱に基づき、災害に強いまちづくり特別委員会を設置されたい。

災害に強いまちづくり特別委員会設置要綱

1 名 称

災害に強いまちづくり特別委員会とする。

2 設置の根拠

地方自治法第110条及び瑞穂町議会委員会条例第5条による。

3 目 的

委員会は、東日本大震災を教訓に、町に想定される災害の可能性を検証するため、必要な調査・研究活動を行うことを目的とする。

4 委員の定数

委員会の委員の定数は15人とする。

5 調査期間と閉会中の調査

委員会は、議会で調査終了を議決するまで継続し、閉会中も調査を行うことができる。

議員提出議案第 4 号

**原子力エネルギー政策からの撤退に向けた自然エネルギーへの
転換と、放射線汚染の測定強化を求める意見書**

上記の議案を提出する。

平成 23 年 9 月 21 日

提出者 瑞穂町議会
災害に強いまちづくり特別委員会
委員長 小野 芳久

(提案理由)

原子力政策からの撤退に向け、自然エネルギーへの転換と、放射線汚染の測定強化を求めるため、本案を提出する。

原子力エネルギー政策からの撤退に向けた自然エネルギーへの転換と、放射線汚染の測定強化を求める意見書

福島原発事故は、人類に極めて厳しい警鐘を鳴らした。原子力発電所は、防護策が施されており、重大な事故は絶対起こらない安全なエネルギー施設であると言う「安全神話」を根底からくつがえした。福島原発事故により飛散した放射性物質は、日本全土の大気・土壌に広範囲に飛散し、汚染された冷却水は海に流され、農畜産物や海産物などあらゆる生命に大きな影響を与え、経済・健康・人権など全てに波及し、今後大きな課題を残している。国は、この事故を真摯に受け止め、従来のエネルギー政策を根本から見直し、原子力発電からの撤退に向け早急に新たなエネルギーによる国の再生を図る必要がある。また、放射線による汚染をより深く調査し、その実態を把握するための測定体制を更に強化する必要がある。

よって、瑞穂町議会は政府に対し、以下の事項を強く求める。

- 1 国の原子力エネルギー政策を抜本的に見直し、原子力発電からの撤退に向けた自然エネルギーへの転換を早急に具体化すること。
- 2 放射線汚染の実態を把握し、放射線基準値を明確にし、情報を開示すること。
- 3 放射線の除染を国の責任において行うこと。
- 4 原子力施設を監視・規制する機関は、省庁に属さず、国の独立機関とし、権限を強化すること。
- 5 再生可能エネルギー導入については、国民負担を最小限とし、補助事業の拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月21日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣・原子力経済被害担当
農林水産大臣
環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当
東日本大震災復興対策担当・内閣府特命担当大臣（防災） 宛

東日本大震災に関する要望書

3月11日に発生した東日本大震災は、地震・津波に止まらず、同時に発生した福島第一原子力発電所の事故による放射線の飛散が生態系へ重大な影響を与えるなど、そこに生活されている方々はもとより、日本全体に被害を与えた。

瑞穂町は、被災地への支援物資の搬送、職員の現地への派遣、住民からの心温まる義援金、町に避難されている方々への支援など、出来る事を行い、被災地の1日も早い復旧・復興を願っている。

一方で、現実として原発事故による影響は、電力不足を補うための計画停電や節電、夏の猛暑による熱中症の危険、放射線汚染による住民不安など、瑞穂町は被災地から離れた地域ではあるが、安心できる状況ではない。そこで、下記の点について要望する。

記

放射線量測定について

- ・ 現在行っている測定について、住民の立ち合いを含め広く公開すること。
- ・ 測定場所については、公共施設だけでなく、公共性の高い施設についても行き、きめ細かく測定を行うこと。
- ・ 測定は、最低でも1箇月に1回以上行き、結果については広報紙や町ホームページ等で公開すること。
- ・ 第三小学校校庭芝生化工事に伴う土壌検査（放射線量測定）を実施すること。また、第五小学校の同工事設計に土壌検査を含めること。

電力供給対策について

- ・ 節電により削減した経費については、住民に見える形を示すこと。
（太陽光パネルの設置、簡易測定器の購入など）
- ・ 緊急時の電力を確保すること。（発電機、蓄電池の配備など）
- ・ 再生可能エネルギーによる公共の緊急時拠点、避難場所づくりの検討を行うこと。

町に避難してきている方への対応について

- ・ 災害避難者と民間協力者との調整を図ること。
（避難者が真に必要なものなどを把握し、協力を望む方に情報を提供する。）

平成23年9月7日

瑞穂町議会 議長 青 山 晋

災害に強いまちづくり特別委員会
委員長 小 野 芳 久

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門 様

耐震診断・耐震改修助成事業の早期実施に関する要望書

今回の東日本大震災における地震・津波は、国民の生命、財産、衣食住を奪うだけでなく、公共事業、企業活動、交通、通信などにも大きな影響を与えている。更には、原子力発電所の事故による、放射能汚染も広範囲に及んでいる。

さて、現在町には13,000戸の建物があり、そのうち昭和56年5月31日以前に建築された建物は木造建築が4,800戸、それ以外が999戸ある。これらは、地震による倒壊の恐れがある。当特別委員会の調査によると、公共施設は、住民サービスを提供する場所であり、また、災害発生時には住民の安全を守る場所と捉え、耐震診断・耐震改修工事を鋭意進めている。一方で、個人住宅の耐震診断・耐震改修助成は、東京都において23区と26市及び日の出町が行っているが、町は実施していない。

町長は6月議会において、「高齢社会における防災対策については、本年度、住宅の耐震診断及び耐震工事促進のための計画づくりに着手し、地震発生時の建物倒壊から町民の生命を守るため、より簡易で安価な耐震化工事を提案し、補助もあわせて検討する。」と答弁をされた。しかし、災害はいつ起こるかという予測は不可能である。

国及び都の耐震診断・耐震改修助成を受けるには、町が要綱に基づいた助成事業を実施している必要がある。そこで、下記の点について町に要望する。

記

- 1 町の耐震診断・耐震改修助成要綱を速やかに作成すること。
- 2 上記要綱に基づき、耐震診断・耐震改修助成事業を早期に実施し、住民が利用しやすい補助制度を確立すること。

平成23年11月29日

瑞穂町議会 議長 青山 晋
災害に強いまちづくり特別委員会
委員長 小野 芳久

瑞穂町長 石塚 幸右衛門 様

平成24年2月2日
災害に強いまちづくり
特別委員会

自治体スクラム支援及び井戸への手押しポンプ設置に関する要望

災害に強いまちづくり特別委員会は、下記の事項について町に要望します。

記

- 1 自治体スクラム支援体制構築のため、早急に候補市町村の選定に取り掛かること。
- 2 災害時の水の確保のため、井戸を所有している町民について、調査及び協力依頼をし、協力いただける方については手押しポンプを貸与という形で設置すること。

自主防災組織及び防災訓練のあり方に関する要望書

東日本大震災は、我が国に甚大な被害を与え、現在も復興に向け多くの国民や各種団体による支援が続いている。

最近では、東京湾北部地震や南海トラフの巨大地震が発生した場合の最大震度や津波の高さ等の予測が公表され、災害対策の重要性を改めて認識させられた。

災害では、自助・共助・公助が必要と言われる中で、発災後少なくとも2～3日間は、自助または共助による地域での助け合いが重要となる。

現在、町では40の自主防災組織が活動しているが、役員が町内会と重複し、任期が2年間と短いため住民には組織として認識されにくい。

また、防災訓練に関しては、内容がマンネリ化し、参加者の固定化や減少も危惧されている。

そこで、町は防災行政上重要な組織である自主防災組織と更なる連携を図るとともに、防災訓練のあり方を見直すべきと考え、下記の点について町に要望する。

記

- 1 自主防災組織の制度構築を図ること。
(条例、予算、権限の移譲等)
- 2 各自主防災組織別に防災力の強化を図ること。
- 3 防災リーダー(防災士)を養成すること。
- 4 災害発生から3日分の生活用品(食料、水、薬等)備蓄の重要性について啓発すること。
- 5 災害がいつ発生しても対応できるように防災広報・防災教育を推進すること。
- 6 防災訓練は、自助・共助をテーマとし、各地域にあった内容で実施できるように内容を再検討すること。

平成24年5月10日

瑞穂町議会 議長 青山 晋

災害に強いまちづくり特別委員会
委員長 小野 芳久

瑞穂町長 石塚 幸右衛門 様

夏の電力不足に関する要望書

今夏も全国的な電力不足が見込まれる中、政府は、電力需給対策として、関西電力管内の15%をはじめ北海道、九州の各電力管内等に節電目標を定めた。

東京電力管内には数値目標は定められなかったが、住民には節電の協力が求められるところである。

さらに、東京電力が国へ電気料金の平均10.28%の値上げを申請しており、住民は冷房機器の使用を控えるなどの過度の節電に走ることが予想される。

それにより、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、乳幼児を抱える家庭などでの熱中症の発症が危惧される。

そこで、夏の電力不足対策として下記の点について町に要望する。

記

・町の公共施設（コミュニティセンター等）を住民のシェルターとして利用できるようにすること。

平成24年6月15日

瑞穂町議会 議長 青山 晋

災害に強いまちづくり特別委員会
委員長 小野 芳久

瑞穂町長 石塚 幸右衛門 様

瑞穂町議会 地震等災害対応マニュアル

区 分	処 理 事 項
地震等発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長及び議会事務局長は、瑞穂町内において地震等が発生し、災害対策本部が設置された場合は直ちに登庁する。 ・ 地震等注意情報・予知情報が発表されたとき、または警戒宣言が発令されたときは議会事務局長が登庁し、必要に応じて正副議長へ連絡し登庁を依頼する。
安否の確認・連絡体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局は、携帯電話メールで別紙連絡網により議員の安否を確認し、議長に報告する。(固定電話、携帯電話が通じる場合はそれらを利用する。) ・ 議員は、事務局から安否確認の連絡がない場合には、何らかの方法で速やかに安否を事務局へ連絡する。また、事務局との連絡が取れるよう常に所在を明確にしておく。
被害情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局は、災害対策本部から情報を収集する。また、収集した情報を議長の指示のもと議員に提供する。 ・ 議員は、議長から登庁の指示がない限り、地域での救助活動等に協力する。また、同時に被害状況の調査・情報収集を行い、必要に応じて事務局を通じ議長へ連絡する。 ・ 議長は、副議長及び議会運営委員会正副委員長と協議の上、議員から得た情報を災害対策本部へ伝達する。
被害状況の報告・今後の対応協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長は、議会運営委員会正副委員長と協議し、被害状況の報告や今後の対応協議のため、状況に応じ議員を招集して議会運営委員会、全員協議会を開催する。 <p>なお、庁舎が倒壊又は崩壊し、議場・委員会室が使用できない場合の参集場所は、災害対策本部と同じ建物とする。</p>

※ 議員は、瑞穂町内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、発生した日から起算して 3 日後（休日を含む）の午前 9 時に参集する。

※ 議長に事故等があるときは、下記の優先順で議長に代わり対応することとする。

- 1 副議長
- 2 議会運営委員会委員長
- 3 総務産業建設委員会委員長
- 4 厚生文教委員会委員長